

～生活保護に関してお困りの方へ～

日本弁護士連合会・秋田弁護士会主催

全国一斉生活保護ホットライン

— 弁護士による **無料電話相談** —

生活に困っている方々の相談をお受けし、今、生活保護の現場で何が起きているかを明らかにするために、全国一斉電話相談を実施します。

1 例えば、こんな相談に弁護士が直接おこたえします。

- ・申請書がもらえない。
- ・役所（福祉事務所）から次のように言われた。
 - 「家族に援助してもらいなさい」
 - 「生活保護ではなく、別の制度（生活困窮者自立支援制度）を利用しなさい」
 - 「65歳までは働けるので、頑張って仕事を見つけなさい」
 - 「自動車を処分しなさい」
 - 「所持金がなくなってから来なさい」
 - 「ホームレスなので、生活保護は受けられない」
 - 「借金があると生活保護は受けられない」
 - 「家賃が高すぎるから生活保護は受けられない」
 - 「保護費を返してください」
 - 「辞退届を書いてください」
 - 「住宅扶助の基準が変わったので、安いところに転居しなさい」
 - 「資産申告書を提出しないと保護を停止・廃止します」

2 相談料・電話代はかかりません。下記の電話番号は、12月18日のみ有効です。

下記時間内は、秋田県に在住の方は秋田弁護士会の特設電話につながります。午後3時過ぎから午後10時までは、相談を実施している県外の弁護士会へつながります。



ひんこんは なくす

0120-158-794

12月18日（火）10:00～15:00

お問い合わせ先 018-862-3770 (秋田弁護士会)

※秋田弁護士会以外の実施案内は、日本弁護士連合会のホームページでご確認ください。

回線混雑等の事情により、つながりにくい場合もございますので、あらかじめご了承ください。